



2023年3月31日

各 位

会社名 サムティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 靖展
(東証プライム市場・コード3244)
問合せ先 経営企画部 IR室 定塚 泉美
電話番号 03-5224-3139

再発防止策の策定及び役員報酬の自主返上に関するお知らせ

当社は、2023年3月6日に適時開示しました「特別調査委員会の調査報告書受領及び再発防止策に関するお知らせ」に記載のとおり、特別調査委員会の指摘を真摯に受け止め、具体的な再発防止策の策定について検討してまいりました。本日開催の取締役会において、下記の通り再発防止策について決議いたしましたのでお知らせいたします。また、一連の状況を踏まえて、役員より報酬の自主返上の申し出がありましたのであわせてお知らせいたします。

今後、当社は速やかに再発防止策を実行し、皆様からの信頼回復に向けて全力で取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再発防止策の概要

(1) 会計倫理の向上

ア 経営トップによる「会計コンプライアンス」宣言の発出

本日、経営トップによる「会計コンプライアンス宣言」を発出しました。今後、当社は、「会計コンプライアンス宣言」に基づき業務に取り組んで参ります。「会計コンプライアンス宣言」の具体的な内容は以下のとおりです。

『透明性の高い取引先とのビジネスを基本とする』

- ・ 高度なコンプライアンス意識の醸成

全ての役職員に対し、企業倫理・コンプライアンスに関するトレーニングや教育プログラムを提供し、高度なコンプライアンス意識を確立します。

- ・ 会計監査の透明化

独立性の確保や監査の公正性の向上を図るための社内規定の整備や、監査委員会の設置・運営の強化、会計監査人との密接なコミュニケーションを促進していきます。

- ・ 内部統制の強化

経営陣の責任の明確化や内部監査部門の独立性・機能発揮などに加え、リスクマネジメントの強化や情報セキュリティの向上、会計プロセスの改善に取り組めます。

- ・ 情報開示の透明性の向上

投資家やステークホルダーに対して、適切な情報を迅速かつ透明に提供することを目指し、情報開示の仕組みの改善やIR活動の充実などを推進していきます。

イ 業績達成にとどまらない、ステークホルダーに対する公正透明な取引遂行の意識徹底

- ・ 財務報告の基本方針の策定

当社が作成する財務諸表において、利害関係者が正確かつ適切な情報を得られるようにすること及び財務報告における情報開示の一貫性や透明性を確保することを目的とする「財務報告の基本方針」を策定し、これを着実に実行してまいります。

- ・ 適正な決算開示に必要な情報伝達の実施

当社取締役会、業務執行会議、部店長会議において、ステークホルダーに対する公正透明な取引遂行の意識徹底の重要性についての説明・情報共有を行いました。今後も定期的に情報共有を図ることで、当社の意識改革に向けた取組みを実施してまいります。

また、監査等委員会及び内部監査部門においても、定期的な監査をより強化し、牽制機能を働かせることで、ステークホルダーに対する公正透明な取引遂行の意識徹底してまいります。

さらに、当社の内部統制を強化することを目的として、定期的に内部統制会議を開催し、当社の内部統制を十分かつ実効性のあるものとするべく、協議・検討を進めてまいります。

- ・ 会計監査人との情報共有にかかる対応策の策定

当社において、財務情報を積極的に伝達する姿勢が不十分であったことを踏まえ、会計監査人に対する積極的な情報共有を実施するため、「情報の透明性の確保」、「コミュニケーションの強化」、「監査報告書の適切な対応」を基本的な内容とする施策を講じ、これを着実に実行してまいります。

ウ 役職員全員参加による社員教育の実施及び徹底による、上場企業に求められる高度な会計倫理の醸成

当社は、これまでコンプライアンス研修を年間2回実施しておりますが、当面の間、これを年間6回実施し、当社の経営理念及び行動規範を当社役職員に周知・徹底させるとともに、上場企業に求められる高度な会計倫理の醸成のため、外部の専門家を講師として招き、教育を実施してまいります。

(2) 業務管理体制の強化

ア 取引先の属性や契約条件の評価体制の再構築

- ・ 取引先の属性確認の徹底

当社は、取引先の属性確認を網羅的に確認する体制とするため、各種社内規程に基づき、これを運用しております。当社は、特定の取引先の位置付けがあいまいなまま取引が継続したことの反省として、今後は、これらの規程による取引先の属性確認を徹底いたします。

- ・ 会計処理の透明性確保のため、情報共有体制の確立

当社は、2021年11月以降、会計処理上の論点がある取引について、担当部署における会計処理の検討結果を、社外取締役、監査等委員取締役、会計監査人に情報共有する業務フローを確立しており、取締役会及び業務執行会議で議論し、取引実行の妥当性及び会計に係るリスク評価を協議の上、決議しております。当社は、今後もこれを着実に実行してまいります。

イ 経理部門の人材の拡充及び牽制機能の強化

- ・ 経理部門の人材の拡充

当社は、公認会計士の資格を有する人材を積極的に採用するなど、会計的知見を有する人材の採用に努めておりますが、今後も、経理部門において取引の経済実態の理解と会計基準の理解が求められるとの考えのもと、新たなビジネス分野に対する会計的知見を有する人材の拡充をしてまいります。

- ・ 経理部門の牽制機能の強化

当社は、経理部門に所属する従業員においても、不動産金融業における専門知識習得のため、関連資格取得を推進し、経理部門の牽制機能の強化を図ってまいります。

また、当社は、経理部門の牽制機能強化のため、経理関係業務の見える化を推進するための業務フローの見直しを実施し、今後は、新たな経理部門の業務フローに基づき、経理関係業務に取り組んでまいります。

(3) 深度あるリスク評価を可能とする態勢再構築・業務運営

ア 財務報告に重要な影響を与える事象に関する社内外とのコミュニケーションの強化及び取引の妥当性検証態勢の構築

- ・ 人事ローテーション

当社は、管理部門と営業部門等、各部門の間に存在している部署の壁を取り払うべく、部門横断的な人事異動を行うとともに、新入社員に対して、当社事業への理解を深めるため、管理部門への配属を必須とするようなジョブローテーション制度を導入しました。

また、当社は、部門横断的な異動を容易にするため、各部門の人員を増やし、業務の属人化が生じない体制づくりや、各部門へのスペシャリストを配置し、人材の異動に耐え得る組織づくりをしていくこと、当社グループの価値観を人事評価制度に盛り込むこと等、新たな人事制度の導入を行います。

- ・ 部門横断的な情報共有

当社は、新たな案件検討の入り口段階で、部店長の他、財務部、経理部、内部監査室の部門長にも案件にかかる情報共有を行う業務フローを構築しました。

- ・ 会計監査人との信頼関係の構築

当社は、会計監査人への積極的な情報伝達が行われていなかったことを反省し、会計監査人との信頼関係を構築するための施策として、経営陣・最高財務責任者等との定期的なミーティングを実施するとともに、現場レベルでの経理部門と会計監査人相互の情報共有体制の構築、現場レベルでの勉強会の実施等を行ってまいります。

イ 取締役会等における決定方針に従った運営の徹底

当社は、特定の取引先との取引において、取締役会への事後報告等が多く認められたことを反省し、取締役会等において、高い透明性をもって事前に十分に議論し、決定した方針に従って業務を遂行するという業務運営を徹底してまいります。

(4) 内部統制・モニタリング機能の強化

ア 社外取締役を含む取締役への更なる情報開示及び監査等委員会の監督機能の確立

- ・ 監査等委員会への体制移行

当社は、2023年2月27日開催の定時株主総会において、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの強化、経営の透明性を一層向上させ意思決定の更なる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行しました。今後は、情報開示を図り、監査等委員会による監督機能を強化してまいります。

- ・ 取締役への更なる情報開示

上記のとおり、当社は、会計処理上、論点がある取引について、担当部署における会計処理の検討結果を、社外取締役、監査等委員取締役、会計監査人に情報共有する業務フローを確立しているが、今後も当該業務フローを徹底し、取締役会及び業務執行会議で議論し、取引実行の妥当性及び会計に係るリスク評価を協議の上、決議してまいります。

また、業務執行会議等の協議内容については、監査等委員取締役を含む社外取締役にも議事録

を開示し、情報共有を行う体制を構築しました。さらに、今後も取締役会の事前説明会において、更なる情報開示してまいります。

イ 内部監査部門の独立性・客観性の担保及び深度在る内部監査の実施

- ・ 内部監査部門の独立性の確保

当社は、経営企画部の内部に設置されていた内部監査室を独立させ、社長直下の組織として内部監査室による内部監査の客観性が担保されるような組織となるよう体制を変更しました。

- ・ 内部監査部門の人員体制の拡充

当社は、今後、内部監査に関する専門性のある人材を積極的に採用し、内部監査部門の人員体制を拡充してまいります。

- ・ 実効的な内部監査の実施

当社は、今般の調査結果を踏まえて、内部監査室主導で、内部監査の基本方針の策定及び内部監査項目の見直しを実施しました。今後は、新たな内部監査の基本方針のもと、実効的な内部監査となるよう、当社として継続的に改善に取り組んでまいります。

2. 役員報酬の自主返上について

今回の事態の重大性を厳粛に受け止め、本日開催の取締役会において、以下のとおり各取締役から報酬の一部を自主返上する旨の申し入れがありました。

代表取締役社長	小川 靖展	月額報酬の20%を減額（3か月）
常務取締役 経営管理本部担当	松井 宏昭	月額報酬の10%を減額（3か月）

以 上